

人工衛星に係わる供給確保計画の認定申請に関するQ&A

2026年3月12日時点版

1. 認定申請の方法について

番号	内容	質問	回答
申請方法一般			
1-1	申請手続き	供給確保計画の認定を受けたい場合、どのようにすれば良いですか。	申請をお考えの場合は、申請書提出前に必ず経済産業省に事前相談をいただくようお願いいたします。その後、供給確保計画の認定申請書（様式第一）に必要事項をご記入いただき、必要な添付書類とともに、経済産業省 製造産業局 宇宙産業課（以下単に「経済産業省」という。）に申請書類を提出いただきます。ご不明な点がございましたら、同課までお問い合わせください。
1-2	交付決定までの流れ	認定申請から交付決定までの流れはどのようになりますか。	①まず、事前に経済産業省まで御相談ください。 ②その後、供給確保計画を作成し、経済産業省にご提出ください。 ③提出いただいた供給確保計画及び添付資料について、経済産業省にて内容の確認・審査を行います。認定・不認定の結果は文書にて通知します。 ④認定された場合には、交付申請書を作成し、NEDOに提出いただきます。NEDOにて審査の上、交付決定の通知を行います。
1-3	共同申請の場合の申請書の記載方法	2以上の事業者で共同で認定申請を行う場合に、それぞれの事業者ごとの計画を認定申請書に記載すべきですか。それとも、全体としてまとめた計画として記載すべきですか。	共同申請を行う場合には、認定申請書は共同で作成し、共同申請であることが分かるように「1 名称等」の箇所に共同申請を行う全ての事業者に関する情報を記載し、全事業者分の書類をまとめて提出するようにお願いします。 なお、同一業種に属する複数の事業者が供給確保計画を申請しようとする場合、認定に際しては公正取引委員会への意見の求め（法第29条第1項）が必要となる場合（例：有力な事業者同士による共同生産等）があります。その場合、認定の審査に時間を要する場合がございますので、申請前に、経済産業省又は公正取引委員会に前広にご相談ください。
1-4	日本語以外での書類	認定申請書は日本語以外での記載も可能ですか。	認定申請書については、日本語での記載をお願いします。 なお、添付書類が日本語以外の場合、主要項目の和訳の添付もご提出いただくよう、お願いします。

「5 計画の実施内容」関係			
1-5	継続生産期間	継続生産期間は、いつを起算点にすれば良いですか。	4（2）「特定重要物資等の安定供給確保に関する目標（見込み）」に記載された、当該事業計画で最終的に達成すべき「生産能力」を確保する日を起算日としてカウントしてください。
1-6	共同申請の場合の取組を実施するために必要な資金の額及び調	共同申請の場合、5（4）「取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」にどのように記入すれば良いですか。	共同申請の場合には、事業者ごとに必要な資金の額等が分かるように別々に記載してください。
1-7	ツーステップローン	株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）による金融機関からの貸付を希望する場合、どのように記入すれば良いですか。	<p>ツーステップローンによる金融機関からの貸付を希望する場合には、認定申請書の5（4）「取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」のうち、「政府関係金融機関からの借入れ」において、支援を期待する額が分かるように明示してください。また、認定申請書の5（5）「期待する支援措置」のうち、「株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）」において、「希望する」に○を付けてください。</p> <p>なお、ツーステップローンは、必要な資金（※）が原則として50億円以上、貸付期間が5年以上、民間金融機関との協調融資を原則としています。</p> <p>※事業規模を指しており、指定金融機関からの融資額が50億円以上である必要はありません。ツーステップローンの活用を検討する際には、前広に、指定金融機関にご相談ください。</p> <p>（参考）現在、法に基づく指定金融機関として、株式会社日本政策投資銀行が指定されています。</p> <p>本店（東京都千代田区大手町）のほか、各支店（北海道、東北、新潟、北陸、東海、関西、中国、四国、九州、南九州）でも相談可能です。</p> <p>日本政策投資銀行HP（本店・支店情報）https://www.dbj.jp/co/info/branchnews/</p>

「6 取組の実施体制」関係			
1-8	実施体制	「6 取組の実施体制」にはどのような内容を記載すれば良いですか。	安定供給確保のための取組に関係する主な部署について、それぞれの部門の責任者、担当者の人数・役職・役割分担等を図などを活用して記載してください（共同申請者間の連携体制を含む。）。また、取組に関する情報を適切に管理するための体制の整備状況についても記載してください。
1-9	外国の法的環境等による安定供給の適切性への影響	（注4）外国の法的環境等による安定供給の適切性への影響に関する状況については何を記載すれば良いですか。	申請事業者とそのサプライヤーが、その本社等の立地する場所の法的環境等により安定供給の適切性が影響を受けないこと（例えば、技術情報の流出や、安定供給確保に影響を生じさせるような外国の関係法令が現時点で存在しないこと）を確認の上、その旨を記載し、必要に応じ、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。
1-10	コーポレートガバナンスに関する規定等の整備状況	（注4）コーポレートガバナンスに関する規程等の整備状況については何を記載すれば良いですか。	例えば以下の資料の整備状況を記載してください。また、併せて当該資料を提出してください。判断に迷うものがあれば、経済産業省までご相談ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の法人形態、所有関係を示す書類（有価証券報告書等） ・コーポレートガバナンスに関する規程及び必要な体制に関する説明資料 ・国際的に受け入れられた会計基準に基づき作成・公開された財務諸表
「7 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」関係			
1-11	サプライチェーンを含む必要な供給能力確保	「サプライチェーンを含む必要な供給能力確保に関する計画の整備」については、どう判断すれば良いでしょうか。	申請事業者やサプライヤーの生産拠点、及びそれらの供給能力を踏まえたうえで、特に他社製品を使用している場合には、それらに関するリスクに対応するための計画を整備しているかで判断してください。なお、この証明のために、必要な書類の提出を求める場合があります。
1-12	人権尊重	「特定重要物資等のサプライチェーン上の人権問題に関し対策を実施するための社内の体制の整備状況」にはどのような記載を行えば良いでしょうか。	責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインに基づく組織内での対策の実施など、サプライチェーン上の人権等のリスクに関して対応している内容を記載してください。また、必要に応じ、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。
1-13	サイバーセキュリティ	「取組の実施に際して自組織内及び取引先における情報の管理やサイバーセキュリティの確保等の観点からの、組織の実情・規模に応じた対策の措置状況」にはどのような記載を行えば良いでしょうか。	「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」（経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構（IPA））や「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」（IPA）といったガイドラインや組織内での脆弱性診断の結果等を踏まえ、サイバーセキュリティ確保のために講じている対策（対応計画・緊急対応体制等の整備）について記載してください。また、必要に応じ、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。
1-14	参加資料の添付、追加資料の要求	申請時に参考資料を添付することは可能でしょうか。	可能です。必要に応じ、申請様式のいずれの記載箇所を補足するものであるかを明示した上で、参考資料を添付してください。なお、必要に応じて、経済産業省側から関係書類の提出を求める場合もあります。

「8 取組を円滑かつ確実に実施するための措置」関係			
1-15	技術流出防止措置①	取組方針第3章第6節(3)に規定する技術流出防止措置については、認定申請書のいずれの箇所に記載すればよろしいでしょうか。	様式第一の添付書類3「取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置について」の該当欄に記載してください。
1-16	技術流出防止措置②	コア技術のより詳細な定義を教えてください。	「生産に有用かつ中核的な技術」は、計画の認定対象である製品を生産する際に必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術を指します。 「当該取組の成果である技術」は、当該取組が研究開発であった場合に、当該取組によって開発される技術を指します。 「公然と知られていないもの」は、特許出願の公開、論文発表などの方法によって公の場に発表されておらず、かつ申請者を含む限られた関係者しか知らないものを指します。
1-17	技術流出防止措置③	具体的にどのような技術を記載すれば良いか教えてください。	コア技術については、個々の部品の性能や製造方法に差があるため、申請者にてコア技術の定義に沿った技術を具体的に記載下さい。コア技術の妥当性について、判断に、迷う場合は、経済産業省まで御相談ください。
1-18	技術流出防止措置④	コア技術の実現に直接寄与する技術とは、具体的にどのような技術でしょうか？	「コア技術の実現に直接寄与する技術」は、その技術を知ることによってコア技術が漏洩する可能性がある技術を指します。例えば、コア技術の開発手順や、製造に必須となる製造装置のパラメータ設定、サンプルの試験方法や計測法、原材料の配合などのノウハウが該当します。
1-19	技術流出防止措置⑤	技術流出防止措置を実施するものは認定事業者が対象ということですが、申請者のみ該当ですか。	技術流出防止措置を実施する者は申請者だけでなく、コア技術を供与されるグループ会社も対象に含みます。 措置(ア)～(ウ)について、グループ会社を対象として考えた場合、具体的には以下内容となります。 (ア) グループ会社内のコア技術等にアクセス可能な従業員を制限し、管理体制や規程の整備を講じること。 (イ) グループ会社内において(ア)に規定する従業員からの技術流出措置を講じるとともに、守秘義務の誓約を得ること。また、退職後の競業避止義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。 (ウ) グループ会社ではなく、グループ会社の取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、(ア)及び(イ)に相当する内容の措置を講じingことを求め、取引先からのコア技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。 なお、コア技術を供与されるグループ会社が存在する場合、添付資料3「取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置について」に、申請者の措置のほか、グループ会社の措置についても記載ください

2. 支援措置の条件・対象について

番号	内容	質問	回答
2-1	共同申請の場合の助成の適用	共同申請を行う場合、共同申請者も助成を受けることができますか。	計画に記載された取組を行う共同申請者であれば、助成を受けることが可能です。 ただし、代表申請者と共同申請者で、取組について、重複する内容に必要な資金に係る助成を受け取ることはできません。代表申請者と共同申請者の役割分担については、明確に分かるように記載ください。
2-2	助成率	助成率はいくつになるでしょうか。	太陽電池セルに係る設備投資は1/3、衛星バスに係る設備投資は1/2を上限として支援を行います。
2-3	上限額	一事業に対する助成の上限額はありますか。	上限を設けてはおりませんが、事業の妥当性・適格性・必要性・実現可能性等を勘案し、補助率の範囲内で助成額を決定します。
2-4	支援措置の併用	ツーステップローンとNEDOによる助成金は併用できますか。	併用可能です。
2-5	事前着手	認定取得前から発注・契約を行った場合、係る事前着手分についても助成を受けることは可能ですか。	本法律に基づく認定供給確保計画による取組への助成は、当該計画に係る認定日以降に発生（発注・契約）し、かつ、補助対象経費に該当するものが対象となります。 ただし、認定から安定供給確保支援独立行政法人（NEDO）からの助成金交付決定までは一定の期間が必要となるところ、この間に発注・契約が必要となる取組がある場合には、認定申請書の5（3）に取組ごとに「当該取組については、計画認定後、助成金交付決定前であっても速やかに着手したい。」旨明記した上で申請を行ってください。

3. 認定後の対応について

番号	内容	質問	回答
3-1	実施状況報告	認定後の実施状況報告（定期の報告）はどのように行えばよいですか。	認定を受けた事業者は、認定取得後、毎年度、各事業年度の終了後3ヶ月以内に定期の報告を行う必要があります。様式第十三に必要事項を記入の上、経済産業省までご提出ください。
3-2	変更認定と軽微な変更	省令第6条第1項第4号に規定のある認定供給計画の内容の実質的な変更を伴わない変更該当するか否かはどのように判断すれば良いでしょうか。	<p>具体的なケースについては、経済産業省まで御相談ください。なお、以下のようなケースを例示として御確認ください。</p> <p>①事前に変更認定申請が必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定供給確保計画を実施するために必要な資金額および助成金額を増額又は減額する場合 認定供給確保計画について、生産する特定重要物資等の種類の変更や性能のダウングレード、生産開始時期の後ろ倒し、継続生産期間の短縮、生産能力の縮小等の取組内容の変更が生じる場合 <p>②軽微な変更として事後的な届出で良い場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定供給確保事業者の名称・住所等、供給確保計画の取組に直接関係しない記載内容を変更する場合 認定供給確保計画の実施期間を6ヶ月以内の範囲で変更する場合（※） <p>※ただし、実施期間の変更により、継続生産等の要件を満たさなくなる場合には軽微な変更には当たりませんので、ご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定供給確保計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であって、当該資金の額について10パーセント未満の増減を伴うもの（助成金の額の変更を除く。）
3-3	追加支援措置	認定後に支援措置を追加で希望することは可能ですか。可能な場合には、どのような手続きが必要ですか。	<p>追加で支援措置を希望する旨について、認定供給確保計画を変更（※）することを条件に、各支援措置の適用について御相談いただくことは可能です。ただし、希望される支援措置の適用を実際に受けられるかどうかについては、各支援措置の執行機関において適用基準を満たしているか等により判断されることとなります。なお、助成金については基金の残額に配慮した上で判断されることとなります。</p> <p>※変更に必要な手続きは、「変更認定と軽微な変更」の欄をご参照ください。なお、事前に変更認定申請が必要な場合に該当する場合は、各支援措置の適用について御相談いただく前に、変更認定を受ける必要があります。</p>